



平成 28 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケーホーム  
代 表 者 名 代表取締役社長 瀬口 力  
(コード番号：1431 福証 Q-Board)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 山崎 和範  
(TEL. 0968-44-3559)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 19 日開催の取締役会において、定款一部変更議案を平成 28 年 9 月 27 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

##### ① 現行定款第 39 条（会計監査人の責任免除）の変更

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分発揮できるよう、会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設し、また、字句の一部訂正を行うものであります。

##### ② 現行定款第 41 条（剰余金の配当の基準日）の変更及び変更案第 42 条（中間配当）の新設

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるように、所要の変更を行うものであります。

##### ③ その他

上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(会計監査人の責任免除) 第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令に <u>限度</u> において、取締役会の決議によって免除することができる。	(会計監査人の責任免除) 第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令の <u>限度</u> において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第 42 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 1 2 月 3 1 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 43 条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 9 月 27 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 9 月 27 日 (火)

以上